

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

霧島市立溝辺学校給食センター	霧島市溝辺町麓3391番地104
霧島市立横川学校給食センター	霧島市横川町中ノ196番地1

」を

「

霧島市立西部学校給食センター	霧島市溝辺町麓3391番地104
----------------	------------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

霧島市立横川学校給食センターを廃止し、その機能を霧島市立溝辺学校給食センターに統合することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。